

トピックス

国民健康保険証・高齢受給者証の更新と一体化

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(金)までです。8月1日(土)から使える被保険者証は7月14日(火)以降順次、簡易書留郵便でお届けします。8月1日(土)からは新しい被保険者証で診療を受けてください。

また、有効期限切れの被保険者証は、保険年金課または各支所住民福祉課の窓口へ返却するか、自分で責任を持って破棄してください。

◆記載内容を確認してください

記載内容に誤りがある場合や被保険者証が届かない場合はご連絡ください。

◆有効期限を確認してください

今回発行する被保険者証の有効期限は令和3年7月31日までです。
 ※次の場合は期限が異なります。
 ○70歳になる人…70歳になる月の末日まで(1日生まれの方は前月末まで)
 ○75歳になる人…75歳になる誕生日の前日まで



【問い合わせ】

保険年金課
 ☎22・96599 FAX26・0151
 ☐hoken@city.iga.lg.jp



【配達に関する問い合わせ】

日本郵便(株) 上野郵便局
 ☎21・3232
 ※7月18日(土)～27日(月)の間に限る。

◆70歳以上の人はご注意ください

令和2年8月から従来の被保険者証と高齢受給者証が一体化され「被保険者証兼高齢受給者証」となります。
 70歳に新たになる人には、70歳になる月の中旬(1日生まれの人)は前月の中旬)に「被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。

トピックス

国民年金のはなし

◆保険料免除制度・納付猶予制度

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合に免除または猶予される制度です。
 ※申請者本人、配偶者、世帯主の所得審査があります。



【対象期間】 7月～翌年6月分

◆学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。



【対象者】

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【対象期間】 4月～翌年3月

※いずれも原則として毎年申請が必要です。
 ※2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

◆新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少した人は保険料の免除申請ができます

①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。
 ②①の収入の減少により、令和2年2月以降の所得などの状況からみて、当年中の所得見込みなどが、保険料の全額免除、一部免除、納付猶予および学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。

【対象条件】

①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。
 ②①の収入の減少により、令和2年2月以降の所得などの状況からみて、当年中の所得見込みなどが、保険料の全額免除、一部免除、納付猶予および学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。

【対象期間】 免除…2月～6月

学生納付特例…2月～令和3年3月
 ※学生証や在学証明書などの発行の遅延により添付できない場合は、申請書の備考欄に「学生証(在学証明書)の発行の遅延のため」と記入し、申請書のみをご提出ください。学生証などの取得後、「コピーを速やかに」ご提出ください。在学証明書の場合は、原本をご提出ください。(余白などに基礎年金番号を記入してください。)

【申請先・問い合わせ】

保険年金課
 ☎22・96599 FAX26・0151
 ☐hoken@city.iga.lg.jp

トピックス

市営住宅の入居者募集

【募集戸数】

- 荒木団地 1戸
- 木根団地 1戸
- 河合団地 (子育て支援世帯)
- 2戸 (内1戸は優先入居)

※単身での入居はできません。

※子育て支援世帯は、0歳から義務教育終了までの子と同居し、かつ養育している世帯です。

※子育て支援世帯のうち、優先入居の対象世帯は、母子世帯・老人世帯(60歳以上)・心身障がい者世帯・生活保護世帯です。優先入居を希望する人は、証明書などを添付してください。

【入居資格】

- 次のすべてに該当する人
- 市内在住または在勤の人(外国籍の人は、国内に2年以上継続して居住していること。)
- 同居人も含めて市税などを滞納していないこと。
- 過去に市営住宅に入居していた人で、家賃・駐車場使用料・共益費などを滞納していないこと。
- 現在、住宅に困窮していることが明らかであること。
- 同居しようとする親族(婚約者を含む。)がいること。

○ 公営住宅法に定める所得基準に適合していること。

○ 独立の生計を営み、入居者と同程度の収入がある連帯保証人が2人いること。(連帯保証人は市内在住もしくは在勤であるか、または入居者の親族であること。)

○ 暴力団員でないこと。

【申込方法】

住宅課・各支所振興課(上野支所を除く。)にある申込用紙に必要事項を記入・押印の上、郵送または持参してください。

※持参の場合は各支所振興課(上野支所を除く。)でも受け付けます。

【申込期間】

7月10日(金)～17日(金)
午前9時～午後5時
※土・日曜日を除く。
※郵送の場合は7月17日(金)必着。

【公開抽選会】

○ と き：8月21日(金)
午前9時30分～
○ ところ：本庁舎
2階会議室201
※抽選開始時間に不在の場合は、失格になります。

トピックス

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

伊賀市情報公開条例及び伊賀市個人情報保護条例の規定により、令和元年度の制度の運用状況を公表します。

◆情報公開制度

市が保有する情報(公文書)を市民の皆さんの請求により公開する制度です。

◆個人情報保護制度

市が保有する個人情報について具体的な管理ルールを定めプライバシーを保護するとともに、本人から

の請求により自己に関する情報の開示や訂正などを求めることができる制度です。

◆審査請求

情報公開制度・個人情報保護制度では、市の決定に対して不服があるときは、審査請求ができます。審査請求があった場合は、意見を有する人などで構成する「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」で、公正かつ客観的に審査が行われます。

審査請求の状況 1件

■情報公開の実施状況

実施機関	請求件数	決定などの内容					取り下げ
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
市長	446	266	159		20	1	
議会	8		8				
教育委員会	85	59	15		11		
選挙管理委員会	2	2					
公営企業管理者	170	166	4				
消防長	9	2	4	1	2		
計	720	495	190	1	33	1	0

※上記以外の実施機関への情報公開請求はありませんでした。

■個人情報開示の実施状況

実施機関	請求件数	決定などの内容				取り下げ
		開示	部分開示	非開示	不存在	
市長	22	13	5		4	1
消防長	1	1				
計	23	14	5		4	1

※上記以外の実施機関への個人情報開示請求はありませんでした。



【申込先・問い合わせ】 住宅課
TEL 22・9737 FAX 22・9736
E-mail jufutaku@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】 広聴情報課
TEL 22・9936 FAX 22・9917
E-mail kouchoujouhou@city.iga.lg.jp